

規格・基準などの事前意図公告

（この公告は、貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）
2.9.1 に基づくものです。）

家庭用品品質表示法雑貨工業品品質表示規程の一部改正について

下記のとおり、雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する予定ですので、お知らせします。
ご意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

1. 件名

家庭用品品質表示法雑貨工業品品質表示規程の一部改正について

2. 対象品目

浄水器

3. 改正の内容

雑貨工業品品質表示規程について、以下のとおり改正する。

- （１）「回収率」を浄水器の表示事項に新たに加える（ただし、逆浸透膜浄水器に限る。）。
- （２）逆浸透膜浄水器を「使用可能な最小動水圧」を表示すべき浄水器の対象に加える。
- （３）日本工業規格 S 3201 の改正に伴い、浄水器の遵守項目の一部を改正する。

4. 適用予定日

官報に公示する。

5. 意見提出先

消費者庁消費者安全課

〒100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー5 階

TEL 03-3507-9201

FAX 03-3507-9290

6. 意見提出期限

通報開始日より 60 日後